

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント 質問事項及び回答様式

(別紙)

1. 基本的な考え方

- (1) 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 賛成
- ② どちらかという賛成
- ③ どちらかという反対
- ④ 反対
- ⑤ 分からない

<回答欄>
④

2. 懸念事項及び要件設定

- (1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記(i)～(vii)のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。その他、懸念事項があれば(viii)に記入して下さい。

- (i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

- (ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

<p><回答欄> (自由記述) 【最初の質問への違和感】</p> <p>まず、海賊版による深刻な被害に対する対策が必要だということ自体に反対するものではない。しかし、海賊版取り締まりと情報収集の自由を「どう両立させるか」が問われている時に、「すでに両立したとして」、<侵害コンテンツの>ダウンロード違法化を「全著作物に拡大」することに賛成かどうか、と問題提起すること自体に、議論を最初から特定の方向に導く作爲があるように思える。</p> <p>そもそも、「どうやって両立させるか」「侵害コンテンツとはどこまでをさすのか」「海賊版対策のために<全著作物>を対象とする必要があるのか」こそ議論されるべきであるのに、最初からその議論が終わり、解決されたものと指定して問いかけを行っている。</p> <p>この枠組み内で議論するかぎり、一定の条件をつけながらも最終的には情報収集が自由にできなくなる可能性が高くなる。議論すべきところを議論し、ゼロベースからの再考を促せるように、そもそものところから議論していくべきだと考える。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>日本マンガ学会の理事会全員の署名により発表した反対声明に記した通り、</p> <p><現在のインターネット環境においては、研究あるいは新たな創作のために、記事・図版・文章の一部などを合法・違法を問わずメモとしてダウンロードし、クリップすることは日常的に行われており、こうした行為を「違法」とすることは、むしろ広範囲での研究・創作の萎縮を招く懸念が非常に大きい。</p> <p>動画や音楽の違法アップロードと違い、静止画や文章が「違法」アップロードであるかどうかは判断が難しい。たとえば短文のSNS等で正確な出所が示されていない記事はすべて「違法」と判断され、ユーザーがダウンロードを控える可能性がある。></p> <p>以上の実態に堪がみ、研究・創作の萎縮を招かないよう、慎重な立法が求められる。</p> <p>そこで、上記の懸念に該当する設問に関して、「①非常に懸念される」を選んだ。しかしそれ以外にも設問に抜けている懸念事項として以下のことがある。</p> <p>【なお残る懸念事項】</p> <p>1、添付資料3には、「海賊版の漫画をスクリーンショットで保存する場合には、通常の保存の場合と同様、違法となるべきものと考えられます」とある。現状では、これは、研究者が海賊版の研究をするためにダウンロードした場合にも違法化の対象となる。同資料には、「研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設」を検討中である旨も記されているとおり、そうした規定は必要となる。海賊版だけでなく、二次創作についても同様である。</p> <p>2、添付資料3には、原作者が公に反対していない二次創作著作物を二次創作の著作人本人がアップロードした場合のダウンロードは違法ではないが、第3者が著作者の許可なくアップロードした場合には、当該作品のダウンロードは違法、と書かれている。しかし、商業出版物と違い、二次創作は、どれが公式でどれが第三者によるアップロードであるかの区別はつきにくい。<「違法と知りつつ」ダウンロードすることがダメ>とすることで有罪化が防げるという考え方だと思われるが、公式か否かがわかりにくい二次創作に対し、このような規定をもうけることは、萎縮につながると考えられる。</p> <p>3、同資料には「漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードについては、現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではありません」という記述がある。しかし、研究者や漫画家が行うダウンロードについても私的使用か業務目的かの判断は曖昧であり、今回の規定の影響を受けることは十分考えられる。</p> <p>4、添付資料3の説明では全体に、これまでいわゆる「寛容的な利用」(形式的には著作権侵害に当たるとしても、著作者がとくに問題にしてこなかったような行為)として認められてきたことは、この先も認められていくだろう、という記述になっている。しかし、今まで私的使用として認められてきたことを全著作物を対象に違法化するような立法において、条文自体の中に免責の要件を明記せずに法の運用を進めることはきわめて危険である。</p> <p>とくにネットの世界では、盗作疑惑等の著作権の侵犯については、一般社会よりもきわめて厳しい検証や断罪が行われる傾向にある。そうした状況を鑑みれば、違法化を契機として密告や告発が行われる可能性は十分にあり、著作権者が問題にしていなくても、告発を受けて調査をせざるを得ない状況に陥る可能性はきわめて高い。この点において、文化庁の考え方においては、配慮が及んでいないのではないかと危惧される。</p> <p>とくに1と4については重要であり、適切な対応を求めるものである。</p>

(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。下記 (i) 及びその回答に応じた (ii) ~ (vi) の回答欄に記入して下さい。

(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案 (添付 1 ~ 3 参照) について、どのように考えますか。①~⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 適切である (文化庁当初案のままで良い)
- ② 違法となる対象が広い (文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき)
- ③ 違法となる対象が狭い (文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき)
- ④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき (政府における検討に委ねる)
- ⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

<回答欄>
②

(ii) (i) で①を選択した場合、その理由を教えてください。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

- (iii) (i) で②を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<p><回答欄> (自由記述) 【基本的な提案】</p> <p>まず、「漫画村」等の電子海賊版による被害は、日本のマンガ文化に大きな打撃を与えるものであり、有効な対策が講じられる必要があることは理解する。しかし同時に、「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせない」ためには、以下の限定が必要だと考える。</p> <p>日本漫画家協会の声明等でも指摘されていることだが、民事・刑事ともに違法化の範囲を、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「原作のまま」複製するなど、「典型的な海賊版」に限る。二次創作は含まない。 2、著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限る 3、繰り返し複製する反復行為のみ処罰の対象とする <p>を要件とするよう限定することが求められる。</p> <p>また、それに加えて、海賊版の研究を可能にするために、</p> <ol style="list-style-type: none"> 4、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設 <p>も求められよう。中でもとくに、1と2は重要>である。</p> <p>【提案の理由・補足】</p> <p>理由は、日本のマンガ文化はとりわけ豊かな二次創作の土壌を持つことが特徴であり、権利者からも、ファンによる二次創作はマンガ文化全体の発展のためには有用であるとして黙認されてきたという歴史がある。</p> <p>また、二次創作ばかりでなく、現在では、マンガ作品の一部を掲示して、ファンがSNS等でその魅力を拡散することも多く行われ、作品が広く認知されるための非常に大きな力となっている。しかしSNSには短文のものも多く、その際、厳密に言えば引用の要件が守られているとは言えないものも多々見受けられる。このように、形式的には著作権を侵害しているが、むしろ作品の認知にとっては有用なため、権利者から黙認されてきたような「寛容的な利用」を、条文の上でも明示的に保障するためには、</p> <p>「2、著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限る」という規定は不可欠である。文化庁の考え方（添付資料3）のように、対象を「有償出版物に限定」するのみでは、商業マンガ作品のたった1コマのダウンロードでも「有償出版物」であることには変わりがなく、条文上では免責されない。よって、国民が情報収集にあたって萎縮せず、現状の「寛容的な利用」が継続するためにも、この限定は必須であると考ええる。</p> <p>添付資料3の考え方では、この要件を、「この程度では著作権者の利益を不当に害するとは言えない」と「居直り利用」する利用者の存在を理由にして退けていく。しかし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は客観的な判断であって主観的な要件ではない。むしろ「居直り利用」の危険を促進するのは、「知らなかったといえは罪に問われない」と強調することの方だと思われる。「知らなければ大丈夫」を強調することは、著作権法に対する理解を深めることは逆の方向に働く可能性が高い。よって、「居直り利用」を理由に、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限る」要件を入れることの却下は、「寛容的な利用」の継続を脅かし、国民が正当な情報収集を萎縮させる危険性の方を高めると考えられるため、容認することはできない。</p> <p>また、別のアイデアとして、「電子著作権を侵害して違法アップロードされている電子出版物に限定してダウンロードを違法化する」という考え方も有用であるように思われる。この考え方なら自動的に、「商業出版物の海賊版」に限定することができるからである。</p>

(iv) (i) で③を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(v) (i) で④を選択した場合、その理由を教えてください。

(別紙)

<回答欄> (自由記述)

(vi) (i) で⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

(別紙)

<回答欄> (自由記述)

3. その他

(別紙)

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかにも御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述) 海賊版対策の必要性は認めるが、海賊版対策に必要な範囲を超えて、侵害コンテンツのダウンロードを違法化し、研究や創作活動、国民の情報収集活動に萎縮を生じさせることについては強く反対する。

これまでに示されてきた文化庁の考え方においては、著作物の私的使用を一方的な便益の受容・消費活動と限定してとらえる傾向があり、著作物の享受や消費行為が、新たな著作物を創造する(生産行為)でもありうるという点が考慮されていないように思える。とくに日本のマンガ文化は、こうした(生産行為)を基礎とすることで、世界的な発展を遂げて来た。著作権の保護されるべき最終的な目的が「文化の発展」にある以上、この著作物の受容・消費過程における生産的・発展的側面が失われるようなことがあってはならないと考える。

ダウンロード違法化にあたっては対象を海賊版対策の範囲に適切に限定し、海賊版対策においては、アップロードに対する取り締まり・罰則を強化していくことが重要である。

(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

(別紙)

<回答欄> (自由記述)

(3) その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

(別紙)

<回答欄> (自由記述) 実効ある海賊版対策のためにはむしろアップロードの取り締まりこそが肝要であり、違法アップローダーのID情報開示手続きがより迅速

4. 御回答者

(別紙)

①個人／団体	②氏名／団体名	③団体の場合には意思決定のレベル
団体	日本マンガ学会	日本マンガ学会理事会
④連絡先電話番号		⑤メールアドレス
FAX 03-5343-8224 (現在電話受付は行っていません)		mangagakkai[at]gmail.com

※団体におかれては、団体の業務内容や構成員などが分かる資料の添付をお願いします。